

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 5 月 14 日（火）、第 18 回の委員会が開かれました。

- 1 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号）  
出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 59 号）  
外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案（階猛君外 9 名提出、衆法第 10 号）
  - ・各案審査のため、群馬県に派遣された委員を代表して笹川博義君から、宮城県に派遣された委員を代表して牧原秀樹君から、それぞれ報告を聴取しました。
  - ・小泉法務大臣、宮崎厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者道下大樹君（立憲）に対し質疑を行いました。  
（質疑者）平口洋君（自民）、平林晃君（公明）、おおつき紅葉君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、鎌田さゆり君（立憲）、斎藤アレックス君（維教）、美延映夫君（維教）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 平口洋君（自民）

- (1) 衆法において職業仲介機関をハローワークに限る理由
- (2) 閣法における悪質ブローカーの排除の上で監理支援機関が持つ意義
- (3) 閣法における送出機関への手数料が不当に高額となることを防止するための方策
- (4) 外国人技能実習機構の調査における技能実習生の給与の控除額
  - ア 漁業に従事する技能実習生の控除額が他の分野より大きい理由
  - イ 上記アの控除額の内訳を明確にする必要性及び控除額が大きい状況を解消するための方策
- (5) 在留資格を留学から育成就労に変更する場合の一時帰国を不要とする必要性

## 平林晃君（公明）

閣法第 59 号

- ア 転籍制限及び送出機関の法外な手数料の徴収の問題が残ることに対する衆法提出者の見解
- イ 上記アで指摘された問題点に対する政府の見解
- ウ 転籍要件に係る「やむを得ない事情」が生じないようにするための措置
- エ 転籍支援に係るハローワークの体制強化の規模
- オ 特定在留カードのスマートフォンへの搭載の可能性

## おおつき紅葉君（立憲）

- (1) 外国人労働者に対する生活支援
  - ア 技能実習制度と同様に育成就労制度においても生活指導員の配置を義務付ける予定の有無
  - イ 衆法における「職業生活上、日常生活上及び社会生活上の支援」のそれぞれの具体的な内容
- (2) 外国人労働者の賃金水準
  - ア 地方の中小企業が外国人材を確保するための受入れ当初の賃金を平準化する仕組みを導入することが困難な理由
  - イ 衆法における外国人一般労働者の報酬の水準
- (3) 閣法において適正な受入機関に対して優遇措置を与える必要性
- (4) 外国人留学生
  - ア 留学生の人数及び資格外活動許可を受けて就労している人数

- イ 資格外活動許可を受けている人数を出入国在留管理庁と厚生労働省が連携して調査する必要性
  - ウ 資格外活動許可に係る労働時間制限を週 28 時間とした根拠及びその推移
  - エ 資格外活動許可に係る労働時間制限の緩和についての検討の有無及び今後の検討予定
- (5) 育成就労制度開始までの準備期間を特定技能制度の導入時よりも長く設定した理由

**山田勝彦君（立憲）**

- (1) 本年 4 月に視察先で技能実習生と対話して法務大臣が感じた制度改革が必要な事項
- (2) 送出国機関
- ア 悪質なブローカーを特定するために法務大臣が検討したいと答弁した技能実習生への追加のヒアリングの進捗状況
  - イ 今後の二国間協定の締結に当たり悪質なブローカーの排除及び受入れ拒否の意思を明確に示す必要性
  - ウ 受入れ企業が負担する監理費の軽減に向けた方策の検討状況
  - エ 衆法における外国人労働者の経済的負担の軽減のための措置
  - オ 監理団体から送出国機関に毎月支払われる費用の用途及び労働関係法令に照らした合法性
  - カ 監理団体から送出国機関への支払いを禁止する必要性
  - キ 毎月定額を監理団体が送出国機関に支払うことが合理的であるとする理由
  - ク 監理団体から送出国機関への支払いについて調査を行う必要性
- (3) 外国人技能実習機構
- ア 衆法において外国人技能実習機構の業務内容をハローワークや労働基準監督署に移行できる可能性
  - イ 外国人技能実習機構の職員をハローワーク等へ配置転換することで剰余額を外国人労働者の労働環境向上のため投資することの可否

**鎌田さゆり君（立憲）**

- (1) 国税庁による滞納者への対応
- ア 滞納整理に際しての滞納者の国籍や在留資格による対応の違いの有無
  - イ 永住者の滞納についても日本人と同様に対応していることの確認
  - ウ 出入国在留管理庁から国税庁に対する永住者の滞納への対応に関する問合せの有無
- (2) 令和 5 年 1 月から 6 月までの間における永住者の子どもによる永住許可申請に対する処分 1,825 件のうち 235 件で永住者による公租公課の未納が確認されたとする出入国在留管理庁の調査結果
- ア 永住者の子どもによる永住許可申請に係るデータであることの確認
  - イ 永住審査時点における未納の有無、未納額及び未納期間並びに父母の一方が未納である場合の計上方法
- (3) 出生後に永住許可申請を行うまでの法律上の期限
- (4) 永住許可申請書における同居者の有無の記入
- ア 「及び同居者」の英訳が「or co-residents」とされている理由
  - イ アの表記による誤解が生じないように丁寧な説明を行う必要性
  - ウ 申請書の様式を改める必要性及び法務大臣による指示の要否
- (5) 在留資格が取り消された永住者の子どもの在留資格を不安定にさせないように検討する必要性
- (6) 永住許可を受けるために必要な就労資格に「育成就労」「特定技能 1 号」の在留資格による在留期間が含まれないことの確認
- (7) 家族滞在に係る規定の衆法と閣法との相違及び衆法により期待される効果についての衆法提出者の見解

- (8) 育成就労実施者が派遣事業を行うことができることの確認
- (9) 派遣形態による育成就労を認めることに対する法務大臣の問題意識

**齋藤アレックス君（維教）**

- (1) 実質賃金
  - ア 社会保障制度の維持のためにも我が国における実質賃金を上昇させる必要性
  - イ 最低賃金水準で働く外国人材の受入れが日本人労働者の賃金抑制に作用するおそれ
  - ウ 経済産業省における生産性の向上に向けた取組
  - エ 厚生労働省における最低賃金の上昇に向けた取組
- (2) 外国人との共生
  - ア 外国人材を受け入れるために重要となる共生政策の在り方
  - イ 外国籍の子の就学状況
    - a 小中学校に就学していない外国籍の子どもの数
    - b 高校、大学への進学率
- (3) 育成就労と特定技能1号を合わせて最長8年間家族の帯同を認めないことの是非

**美延映夫君（維教）**

永住許可制度の適正化

- ア 法務省が以前答弁した外国人にも納税や社会保険制度上の義務を履行してもらうことが重要であるとの認識の変更の有無
- イ 外国人の住民税、国民健康保険料等の滞納問題
  - a 出入国在留管理庁における滞納率の把握状況
  - b 滞納者への具体的な対策
  - c 滞納に関する地方公共団体からの情報提供件数及びそれを踏まえて在留申請を不許可とした件数
  - d 不払い事案に対して法改正により期待される効果
- ウ 永住の在留資格の取消事由
  - a 生活保護の受給開始を取消事由に追加しなかった理由
  - b 永住許可後すぐの離婚や在留実態がない場合を取消事由に追加することを検討する必要性
  - c 取消事由に追加する刑罰法令違反の具体的な内容及び当該違反行為を選定した理由
- エ 他の在留資格への変更を可能とした理由及び我が国に引き続き在留することが不適切として在留資格が取消しとなる具体的なケース
- オ 永住許可制度の適正化の必要性についての法務大臣の見解

**本村伸子君（共産）**

永住許可制度の見直し

- ア 我が国全体の国民年金保険料、国民健康保険料及び保険税の納付率
- イ 上記アと比べて永住者の納付率が高い水準であるとの指摘についての法務大臣の認識
- ウ 25歳から29歳及び30歳から34歳の者の国民年金保険料の納付率
- エ 国民年金保険料等が未納となっている永住者の個別事情を把握し改善を図っていくことが必要であるとの意見に対する法務大臣の見解
- オ 永住者が国民年金保険料等を納付していない理由が故意によるものであるか否かについての調査の有無

- カ 国民年金保険料等の滞納を生活困窮のサインと理解して支援につなげていく必要性
- キ 日系二世及び三世の者の永住許可が取り消される可能性
- ク 永住許可制度の見直しに際しての永住者当事者からのヒアリングの有無
- ケ 特別永住者の永住許可が取り消される可能性